

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

支出元府省	事業名	補助金交付先名	法人番号	交付決定額	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に 係る支出負担行為のない し意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の 有無
								公益法人の区 分	国認定、都道府 県認定の区分		
内閣府	地方創生支援事業費補助金(地方創 生カレッジ事業)	公益財団法人日本生産性本部	4011005003009	221,803,000	(一般会計)	地方創生支援事業費補 助金	令和3年4月1日	公財	国認定	提案の公募を行い、採択に当たっては、第三者委員が過半を 占める選定委員会による厳正な審査を行っており、特定の相 手方を採択するものではない。	有
内閣府	令和3年度被災者生活再建支援金補 助金(一般会計4月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	462,437,500	(一般会計)	被災者生活再建支援金 補助金	令和3年6月3日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生 活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を 受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金で あり必要不可欠である。	有
内閣府	令和3年度被災者生活再建支援金補 助金(東日本大震災4月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	537,900,000	(東日本大震災復興特別 会計)	被災者生活再建支援金 補助金	令和3年6月3日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生 活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を 受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金で あり必要不可欠である。	有
内閣府	令和3年度企業主導型保育事業費補 助金	公益財団法人児童育成協会	4011005000220	192,925,253,000	(年金特別会計)	仕事・子育て両立支援 事業費補助金	令和3年6月7日	公財	国認定	本事業は、企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多 様な就労形態に対応する保育サービスを推進することで、保 育所得機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資する 子ども・子育て支援の提供体制の充実を図ることを目的に実 施しているものであり、不可欠である。補助金交付先は、公募 の上、外部有識者を過半数以上とした「企業主導型保育事業 評価検討委員会」において事業を適切に遂行できるものと評 価・選定されたものである。また、同委員会において、交付先 が行った業務が適切かつ効果的なものであったと認められる 場合、翌年度においても補助を継続できるものとする公募要 項の規定に基づき、交付先が行った業務について同委員会 において評価を行い、翌年度の国庫補助の継続について意見 を求めた上で、補助の継続を決定しているものであり、妥当 である。 なお、令和元年度以降の交付先については、公募により令和 2年3月にあらためて選定したところである。	有
内閣府	令和3年度企業主導型ベビーシッター 利用者支援事業費補助金	公益社団法人全国保育サービス 協会	7011105005331	769,059,000	(年金特別会計)	仕事・子育て両立支援 事業費補助金	令和3年7月7日	公社	国認定	本事業は、多様な働き方をしている労働者がベビーシッター 派遣サービスを利用した場合に、その利用料金の一部を助成 することにより、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育 て支援の提供体制の充実を図ることを目的に実施しているも のであり、必要不可欠である。本事業の交付先を選定する際 には、公募を行い、外部有識者を過半数以上とした評価検討 委員会において事業を適切に遂行できるものを評価・選定さ れたものである。また、同委員会において、交付先が行った業 務が適切かつ効果的なものであったと認められる場合、翌年 度においても補助を継続できるものとする公募要項の規定に 基づき、交付先が行った業務について同委員会において評価 を行い、翌年度の国庫補助の継続について意見を求めた上 で、補助の継続を決定しているものであり妥当である。	有
内閣府	令和3年度被災者生活再建支援金補 助金(東日本大震災5月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	532,500,000	(東日本大震災復興特別 会計)	被災者生活再建支援金 補助金	令和3年7月19日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生 活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を 受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金で あり必要不可欠である。	有
内閣府	令和3年度被災者生活再建支援金補 助金(一般会計5月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	264,968,750	(一般会計)	被災者生活再建支援金 補助金	令和3年7月19日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生 活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を 受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金で あり必要不可欠である。	有
内閣府	令和3年度被災者生活再建支援金補 助金(一般会計6月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	382,156,250	(一般会計)	被災者生活再建支援金 補助金	令和3年7月29日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生 活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を 受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金で あり必要不可欠である。	有
内閣府	令和3年度被災者生活再建支援金補 助金(東日本大震災6月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	375,400,000	(東日本大震災復興特別 会計)	被災者生活再建支援金 補助金	令和3年7月29日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生 活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を 受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金で あり必要不可欠である。	有
内閣府	令和3年度被災者生活再建支援金補 助金(一般会計7月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	259,781,250	(一般会計)	被災者生活再建支援金 補助金	令和3年9月10日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生 活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を 受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金で あり必要不可欠である。	有

内閣府	令和3年度被災者生活再建支援金補助金(東日本大震災7月分)	公益財団法人都道府県センター	2010005003854	250,800,000	(東日本大震災復興特別会計)	被災者生活再建支援金補助金	令和3年9月10日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給する支援金であり必要不可欠である。	有
-----	-------------------------------	----------------	---------------	-------------	----------------	---------------	-----------	----	-----	--------------------------------------------------------------------------------------------	---

(注)公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。